

別紙

個人情報収集及び目的外利用についての答
申

令和4年10月31日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に追加して給付する事業（以下「事業」という。）を実施することを予定している。

事業を実施するに当たり、給付に必要な個人情報を本人以外のものから収集すること（西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第8条第2項）及び同条第1項に規定する利用目的の範囲を超えて実施機関内部で利用（以下「目的外利用」という。）すること（条例第10条第2項）並びにそれらに伴う本人への通知の要否（条例第8条第3項及び第10条第3項）について、市長から諮問があった。

第2 個人情報の種類

子育て支援課が収集及び目的外利用をする個人情報の内容は、次のとおりである。

【収集及び目的外利用をする個人情報の内容】

| | 項目 | 必要とする個人情報 | 個人情報保有機関 |
|---|----------|---|-----------|
| 1 | 児童手当 | 令和4年度末時点において18歳以下の児童（障害児については20歳未満）の養育者であって手当の支給を受けている者の氏名、住所、対象児童数及び登録口座 | 市（子育て支援課） |
| 2 | 特別児童扶養手当 | 令和4年度末時点において18歳以下の児童（障害児については20歳未満）の養育者であって手当の支給を受けている者の氏名、住所、対象児童数及び登録口座 | 市（子育て支援課） |

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった事業に係る個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて、次のとおり結論づけた。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて
市は、事業の対象となる給付金（以下「給付金」という。）の給付対象者の抽出及び事業に係る通知の送付をし、給付金の給付を達成するために、

個人情報を利用目的の範囲を超えて実施機関内部で利用する必要性を有している。

したがって、当該事業の該当者に係る個人情報を、本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項に該当すること。）及び市の実施機関内部で目的外利用すること（条例第10条第2項に該当すること。）を、いずれも認めるものとする。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知の必要がないこと（条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外規定に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに実施機関内部での目的外利用に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外利用の理由について

ア 公益上の必要性

本事業は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対して支援を行うために、国の方針に基づき実施した令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に追加して給付する事業を実施するものである。

給付金の給付事業を円滑かつ速やかに執行するために、利用目的の範囲を超えて実施機関内部の個人情報を活用することは、公益上の必要性が認められると判断した。

イ 市の個人情報の管理体制等

個人情報の管理については、条例第3条に実施機関の職員の責務規定があり、職員がこの禁止事項に抵触する行為を行った場合、市の服務規程、条例、地方公務員法その他関係法令の罰則の規定の適用を受けることとなる。

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から次のとおり説明を受けた。

(ア) 本諮問に係る個人情報に関する物理的セキュリティ対策としては、紙媒体によるものについては施錠可能なロッカーに保管する。電子情報に保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してパスワードの発行等を行い、不正なアクセスを防止する対策をとる。

(イ) 人的セキュリティ対策としては、本諮問に係る個人情報は、子育て支援課に配属された本事業の担当職員に限り取り扱うことができるものとし、子育て支援課長が管理責任者となる。

(ウ) 事業実施期間終了後、システム等における不要となった個人情報は速やかに廃棄又は消去し、必要な情報のみを庁内サーバ上に収納し、適正に管理する。

以上の説明から、審議会は、本諮問に係る個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

(2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、収集及び目的外利用したことの本人への通知については、収集した個人情報の利用範囲が市内部に留まること、給付対象者が多数に上ることが見込まれることから、事業を円滑に進めるために本人への通知を行わないことについて妥当であると判断した。

第5 審議経過

| 審議会の開催日 | 内容 |
|------------|--------|
| 令和4年10月25日 | 諮問及び審議 |
| 令和4年10月31日 | 答申 |

以 上